

平成30年
8月から

紙類の資源回収品目に新たに 「雑紙」が加わりました!

従来、新聞・雑誌・牛乳等の紙パック・段ボールの4品目を紙資源として回収していましたが、ごみの減量化・資源化をさらに進めるため、「雑紙」を新たに回収しています。

1. 雜紙とはどういったもの？？

例 包装紙、紙袋、お菓子やティッシュの箱、缶飲料の詰め合わせパック、カレンダー など



注

回収できないもの

- 感熱紙など特殊加工されているもの
- ピザ箱など食品の汚れがついているもの
- シュレッダー処理（裁断）したもの
- 個人情報が特定されるもの

2. 雜紙の出し方は？？

回収時に飛散しないように、雑紙そのものをひもで縛るか、紙袋に入れてひもで縛ってください。（ガムテープ留めも可）
また雑誌と一緒にまとめてひもで縛っていただいてもかまいません。



雑紙そのものを紐で十字
に縛る



紙袋にまとめて入れて紐で縛
るか、ガムテープ留めとする
(ホチキス留めは不可)

注

ラップ類の切り口の金属部
分やティッシュの取り口の
ナイロン部分など紙以外の
部分は取り除いてください。

3. 雜紙はいつ出すの？？

毎月1回の紙資源収集日に出してください。

問 環境課 TEL 21-0259